

介護人材の届出システムの概要(平成29年4月1日稼働)

1 届出の概要

社会福祉法の改正により、社会福祉事業等に従事している介護福祉士等が離職した場合などにおいて、住所、氏名などの情報を都道府県福祉人材センターへ届け出ることが努力義務となっている。

※ 介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、(旧)介護職員基礎研修、(旧)ホームヘルパー養成研修1級・2級課程の修了者も届け出ることが可能となっている。

2 届け出るタイミング

①社会福祉事業等を実施する事業所を離職するなど以下の場合

- ◆介護福祉士等が離職した場合
- ◆社会福祉事業等に従事しなくなった場合
- ◆介護福祉士の登録を受けた後など、社会福祉事業等に直ちに従事する見込みがない場合
- ◆平成29年4月1日において、現に業務に従事していない介護福祉士等

②既に届け出た事項に変更が生じた場合

3 届け出る事項

- ◆氏名、生年月日及び住所
 - ◆電話番号、メールアドレスその他の連絡先に係る情報
 - ◆介護福祉士の登録番号及び登録年月日
 - ◆就業に関する状況
- ※上記の他、任意事項として、復職意向や希望条件など

4 届け出る方法

◆届出は、パソコンやスマートフォンから届け出る方法を原則とする。※人材センターへの来所による届出も可。

<http://www.fukushi-work.jp/todokede/> (介護福祉士等の届出サイト「福祉のお仕事」)



5 関係者による届出の支援

①以下の者は、上記の届出が適切に行われるよう必要な支援を行うよう努めなければならない。

- ◆社会福祉事業等を経営する者
- ◆介護福祉士の養成に係る学校及び養成施設の設置者

②「支援」とは、介護福祉士等に対して届出を出すように促すなどの支援。

福祉人材センターによる介護人材の復職支援の強化

- 都道府県福祉人材センターによる介護人材の復職支援を強化するため、離職者情報の把握や効果的な復職支援を行うための届出システムを構築。
- 復職に関する情報提供など「求職者」になる前の段階から総合的な支援、就職あっせんと復職研修など、ニーズに応じたきめ細かな対応を実施。
- 地方公共団体やハローワーク等との連携強化による復職支援体制を強化。

福祉人材センター

- 届出情報に基づき、離職後も一定のつながり確保し、本人の意向やライフサイクル等を踏まえて、積極的にアプローチ。
- 個別にマイページを作成し、パソコンやスマートフォンにて支援情報を確認可能。

【支援の例】

- ・社会福祉事業等の求人情報の提供
- ・研修の開催案内
- ・復職体験談等の参考となる情報提供
- ・福祉に関するイベント案内
- ・その他、福祉に関する情報提供



離職者情報の把握・効果的な復職支援により、復職までの循環型支援を実施

社会福祉事業等に勤務する介護人材



離職時の届出



インターネットによる届出

届出

復職

離職

離職中の介護人材

※介護福祉士、介護職員初任者研修や介護実務者研修などの修了者

- ✓ 子育て・介護中
- ✓ 求職中
- ✓ 資格取得後、直ちに就業しない 等

ニーズに応じた復職支援

連携

支援体制強化

ハローワークや自治体等と密接に連携

より身近な地域での支援体制を強化